

○公立大学法人福知山公立大学理事長の選考等に関する規程

目次

第1章 総則

第2章 理事長の選考

第3章 理事長解任の申出等

第4章 学長の任期

第5章 理事長の選考に関する公示等

第6章 雑則

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学定款に規定する理事長選考会議(以下「選考会議」という。)が行う理事長の選考、解任の申出、学長の任期その他必要な事項を定める。

第2章 理事長の選考

(理事長候補者の資格)

第2条 理事長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行うものとする。

(選考の時期)

第3条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長候補者の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき。
- (3) 理事長が解任されたとき。
- (4) 理事長が欠けたとき。

2 前項第(1)号に該当する場合は、任期満了の日の3か月前までに選考を完了しなければならない。

3 第1項第(2)号から第(4)号までに該当する場合は、速やかに選考を行うものとする。

(理事長選考対象者)

第4条 理事長の選考は、次の各号に定めるところにより推薦された者を選考対象者として行うものとする。

- (1) 公立大学法人福知山公立大学(以下「法人」という。)の理事、経営審議会委員及

び教育研究審議会委員を推薦者（理事長及び選考会議委員を除く。）として、当該推薦者3人以上の連署による推薦

(2) 法人及び法人が設置する福知山公立大学の専任職員（以下「職員」という。）を推薦者（選考会議委員又は前号により推薦権を行使した者を除く。）として、当該推薦者7人以上の連署による推薦

2 前項第(1)号及び第(2)号により推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦者となることのできるものとし、自らの推薦者となることはできないものとする。

3 推薦は、第2条に規定する理事長候補者の資格を踏まえ、本人の同意の下に、履歴書その他の選考会議が必要と認める書類を添付した推薦書（以下「推薦書等」という。）を選考会議に提出して行うものとする。

（理事長候補者の選考）

第5条 選考会議は、前条の規定に基づき推薦された理事長選考対象者に対して、理事長に就任した場合の所信その他必要な事項の確認を行い、第2条の規定並びに当該理事長選考対象者に係る推薦書等を参考に理事長選考対象者の中から理事長候補者を選考する。

2 選考会議は、前項の規定により選考した理事長候補者に対し改めて理事長就任の意思を確認し、理事長就任の意思が認められた場合、理事長候補者として決定する。

3 選考会議は、前項の規定により理事長候補者を決定したときは、速やかに理事長又はその代理者に報告するものとする。

（任命の申出）

第6条 前条第3項の報告を受けた理事長又はその代理者は、福知山市長（以下「市長」という。）に対して、理事長の任命の申出を行うものとする。

第3章 理事長解任の申出等

（理事長解任の申出の事由）

第7条 選考会議は、理事長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長に対して理事長解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) 職務の遂行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でない認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長たるに適しないと認められるとき。

（理事長解任の請求及び審議）

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の解任について審議を行わなければならない。

- (1) 市長から選考会議に対して、前条各号のいずれかに該当するものとして、理事長の解任についての請求があったとき。
- (2) 理事会、経営審議会又は教育研究審議会が理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して、解任すべき事由を明確にした書面を付して解任請求を提出したとき。
- (3) 職員の総数の3分の2以上の者が連署をもって、選考会議に対して、解任すべき事由を明確にした書面を付して解任請求を提出したとき。

2 選考会議は、前項の審議に際して、理事長に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 選考会議は、前2項に基づく審議の結果を速やかに理事長に通知するものとする。
(理事長解任の申出の決定)

第9条 選考会議は、前条に基づく審議の結果、第7条各号のいずれかに該当する十分な理由があると認め、解任の申出を行うことを議決したときは、市長に対して、その事由を付した書面により理事長解任の申出を行うものとする。

第4章 学長の任期

(学長の任期)

第10条 学長の任期は、4年とする。

- 2 学長は、再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は2年とし、1回を限りとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、任期途中で解任その他の理由により学長が不存在となった場合の後任の任期は、任命の日から3年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

第5章 理事長の選考に関する公示等

(選考開始の公示)

第11条 選考会議は、理事長の選考を開始しようとするときは、その旨を公示しなければならない。

- 2 前項の公示には、選考を行うに至った事由、選考対象者の推薦期間、推薦に係る留意事項等、選考に関し必要な事項を明記するものとする。

(推薦に係る添付資料等)

第12条 第4条第3項に規定する推薦書(別添第1号様式)に添付する選考会議が必要とする書類は、被推薦者に係る、履歴書(別添第2号様式)及び推薦を受けることの同意書

(別添第3号様式)とする。

- 2 第5条第1項に規定する理事長に就任した場合の所信の確認は、理事長選考対象者が選考会議に提出する所信表明書(別添第4号様式)により行うものとする。
- 3 理事長選考対象者が選考を辞退する場合は、選考会議に対して辞退届(別添第5号様式)を提出しなければならない。

(理事長の任命に係る申出書)

第13条 第6条に規定する申出は、理事長任命の申出書(別添第6号様式)により行うものとする。

第6章 雑則

(委任事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年11月27日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に学長である者については、改正後の第10条第2項の規定に関わらず、再任の回数は2回を限りとする。